

16 ~ 18 徴収関係各表

統計表を見る方のために

1 この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

2 徴収

(1) 徴収状況

平成14年度の国税の徴収決定済額、収納済額及び収納未済額等の状況を示した。

徴収決定済額とは、納税義務の確定した国税で、その事実の確認(徴収決定)を終了した金額をいう。

収納済額とは、収納された国税の金額をいう。

不納欠損額とは、滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の事由により、納税義務が消滅した国税の金額をいう。

収納未済額とは、徴収決定済額のうち、収納及び不納欠損を終了しない金額をいう。

計数間の関係については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{徴収決定済額}} - (\boxed{\text{収納済額}} + \boxed{\text{不納欠損額}}) = \boxed{\text{収納未済額}}$$

(2) 物納

平成14年度の相続税の物納について、申請、許可、収納等の状況を示した。

収納済額とは、国に完全に所有権が移転された物納財産の金額をいう。

引継額とは、収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額をいう。

計数間の関係については、次のとおりである。

$$\text{イ} \quad (\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}}) - (\boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額}}) = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$\text{ロ} \quad (\boxed{\text{許可額}} + \boxed{\text{前年度収納未済額}}) - \boxed{\text{収納済額}} (\text{本書}) = \boxed{\text{収納未済額}}$$

$$\text{ハ} \quad (\boxed{\text{前年度引継未済額}} + \boxed{\text{収納済額}}) - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

$$(\boxed{\text{収納済額}} (\text{本書及び外書}) + \boxed{\text{前年度引継未済額}}) - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

(3) 年賦延納

平成14年度の相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税(所得税法第132条の規定によるもの)の延納について、申請、許可、収納等の状況を示した。

計数間の関係については、次のとおりである。

$$\text{イ} \quad (\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}}) - (\boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額}}) = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$\text{ロ} \quad \boxed{\text{徴収決定済額}} \begin{cases} \text{前年度以前許可分} = (\text{前年度繰越収納未済額}) + (\text{前年度繰越延納額}) - (\text{許可取消額}) - \boxed{\text{徴収決定未済額}} \\ \text{本年度許可分} = \boxed{\text{本年度許可額}} - (\text{徴収決定未済額}) \end{cases}$$

$$\text{ハ} \quad \boxed{\text{徴収決定済額}} = (\text{収納済額}) + \boxed{\text{収納未済額}}$$

(4) 振替納税

平成15年3月31日における振替納税の状況を掲げた。

3 還付金

平成14年度の還付金等(還付金及び過誤納金)の支払いの状況を示した。

還付金とは、年税額より予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等に、国税を還付する金額をいう。

過誤納金とは、国税の納付があった場合に生ずる国の不当利得の返還金であり、次の二つに分かれている。

